

大和市住居表示に関する条例逐条解説

(趣旨)

第1条 この条例は、住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第4条および第8条第2項の規定に基づき、住居の表示に関して必要な事項を定めるものとする。

【趣旨】

本条例は、住居表示実施後における住居の表示についての具体的な手続きを定めたものである。

【解説】

ここでいう「住居」とは、「住居表示に関する法律」の実施によって表示される市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所のことをいう。

住居表示とは、住居を町名、街区符号、住居番号で表示するものであり、「下鶴間一丁目1番1号」の場合、「下鶴間一丁目」が町名、「1番」が街区符号、「1号」が住居番号である。

家屋等が新たに建築されることなどによって、住居番号等を新たにつける場合等の具体的な手続きを定めており、住居表示の実施による現実の社会生活上のメリットを享受するために、表示板の設置等の手続きを定めたものである。

(街区の区域)

第2条 市長は、街区の区域をあらたに画し、もしくはこれを廃止し、または街区の区域もしくはその街区符号を変更するときは、その旨および実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

【趣旨】

街区の新設、変更及び廃止または街区符号の変更する場合の手続きを定めたものである。

【解説】

「街区」とは、「住居表示に関する法律」第2条第1号の街区方式に規定する町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域のことをいう。

「街区符号」とは、その街区につけられる符号のことをいう。

「関係人」とは、その実施区域に居住する住民のほか、必要があればその区域に所在する建物の所有者、法人の場合は実施区域に支店や本店が所在する関係者のことをいう。

(住居番号)

第3条 住居表示を必要とする建物その他の工作物として、市長が別に定めるものを新築した者は、ただちに市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項に定める場合のほか、建物その他の工作物の所有者、管理者または、占有者は、当該建物その他の工作物に住居番号をつけ、または従来の住居番号を変更し、もしくはこれを廃止する必要が生じたときは、市長にその旨を申し出ることができる。

3 市長は、第1項の届出もしくは前項の申出があったとき、関係人もしくは関係行政機関の長から住居番号が実態に照応していない旨の通知があったとき、または実態調査等により住居番号をつけ、変更し、もしくはこれを廃止する必要があると認めたときは、ただちに必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、住居番号をつけ、変更し、またはこれを廃止したときは、ただちに関係人に通知しなければならない。

【趣旨】

住居番号を新設、変更または廃止する場合の手続きを定めたものである。

【解説】

「住居番号」とは、街区内にある建物その他の工作物に対してつけられる住居表示のための番号である。

「住居表示を必要とする建物その他の工作物として、市長が別に定めるもの」とは、「大和市住居表示に関する条例施行規則」に定めており、例えば、人の居住の用に供する建物又は事務所、店舗、学校、病院、工場、その他の事業所としての建物及び工作物のことをいう。

<第1項、第2項関係>

既存の建物等の建て替えや増改築を行う場合、敷地内に別棟を建築する場合などに、その旨を市へ届け出ることを定めたものである。

<第3項関係>

本条第1項、第2項または現在の住居番号が実態と合わない場合、市は必要に応じて適切な措置をとらなければならないことを決めたものである。

<第4項関係>

住居番号について、市が新設、変更または廃止した場合の手続きを定めたものである。

(住居番号等の表示)

第4条 建物その他の工作物の所有者、管理者または占有者は、市長が別に定める場合のほか、次の各号の定めるところにより、それぞれ住居番号および町の名称を通行人から見やすい場所に表示しておかなければならない。

(1) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路に接している場合は、当該出入口附近

(2) 当該建物その他の工作物の主要な出入口が道路から離れている場合は当該建物その他の工作物から道路への主要な通路が道路に接する附近

【趣旨】

住居表示が実施された区域においての住居番号の表示方法について定めたものである。

【解説】

通行人から見やすい場所へ住居番号や町の名称を表示することで、区域内に居住する住民や訪問者にとって分かりやすい住居の表示とするものである。

「市長が別に定める場合」とは、「大和市住居表示に関する条例施行規則」に定めており、例えば、棟番号を必要とする建物や中高層の建物に住居番号を表示する場合のことをいう。

<第1号関係>

建物等の主要な出入口が道路に接している場合の表示する場所を定めたものである。

<第2号関係>

建物等が広い敷地にあり、主要な出入口が道路に接するまで複数ある場合の表示する場所を定めたものである。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解説】

本条例に定めた事項のほかに、必要な手続きを「大和市住居表示に関する条例施行規則」に定めている。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

本条例は、公布の日である昭和39年12月21日から施行されている。